

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議

北朝鮮は11月23日、突如として韓国の大延坪島及びその周辺海域に向け、約170発の砲撃を行った。その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも言える砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮の、一般住民を巻き込む武力による挑発行為は、許しがたいものであり、強く非難するものである。

今回の砲撃により犠牲者が出たことに、本市議会は、衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

今般の北朝鮮による韓国に対する無差別な砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反するものであり、韓国のみならず、我が国を含む北東アジア全体の平和と安全を損なうものであり国際社会としても看過できない無法行為である。

非核都市宣言をし、平和施策の推進に関する条例を制定している三鷹市として、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が攻撃とそれによる被害の責任をとり、挑発的な行動を繰り返さないことと、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題の早期全面解決を強く求める。

よって、本市議会は、政府に対し、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を強めるため、韓国及び米国を初めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすよう求めるものである。

上記、決議する。

平成22年12月20日

三 鷹 市 議 会